

第5編 人事・給与 (沖縄大学有期雇用職員就業規則)

別表第1 (第12条関係)

勤続期間	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月 以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

別表第2 (第12条関係)

週の所定 労働日数	1年間の所定 労働日数	勤 続 期 間						
		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月 以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

別表第3 (第14条関係)

事由	日数又は時間
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第33条による交通の制限又は遮断の場合	その都度必要と認める時間
2 風水震火災その他非常災害による交通遮断の場合	その都度必要と認める時間
3 風水震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は損壊の場合	1週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める時間
4 交通機関の事故等の不可抗力の場合	その都度必要と認める時間

第5編 人事・給与 (沖縄大学有期雇用職員就業規則)

5 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合	その都度必要と認める時間		
6 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	その都度必要と認める時間		
7 本学の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止（台風の襲来等による事故発生の防止のための措置を含む。）した場合	その都度必要と認める時間		
8 生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合	その都度必要と認める時間		
9 生後1年に達しない生児を育てる場合	1日1時間		
10 父母、配偶者又は子の祭祀を行う場合	1日		
11 忌引の場合	死亡した者	血族	姻族
	(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが婚姻関係と同様な事情にある者を含む。）	10日以内	
	(2) 父母	7日以内	3日以内
	(3) 子	5日以内	1日
	(4) 祖父母	3日以内	1日
	(5) 孫	1日	
	(6) 兄弟姉妹	3日以内	1日
	(7) 伯叔父母	1日	1日
備考 1 生計を一にする場合は、血族に準ずる。 2 忌引の日数は、理事長が承認した日から計			

第5編 人事・給与 (沖縄大学有期雇用職員就業規則)

	<p>算する。なお、葬儀のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。</p> <p>3 葬祭を主宰する者にあつては、配偶者及び父母を除き、3日以内を加算することができる。</p>	
12 結婚の場合	結婚する者	日数
	(1) 本人	7日以内
	(2) 兄弟姉妹	1日
	(3) 子	1日
13 配偶者の出産	2日	